

## 関市国際交流協会規約

### （名称）

第1条 本会は、関市国際交流協会 [SEKI INTERNATIONAL EXCHANGE ASSOCIATION]（以下「本会」という。）と称する。

### （目的）

第2条 本会は、地域で生活を営む人々が、教育・文化・学術・産業・経済の分野において、国際交流及び多文化共生を推進し、世界の人々と交流を行う中で、相互理解と親善を深め、豊かな国際感覚を身に付け、希望あふれるまちづくりに寄与することを目的とする。

### （事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- （1）国際交流に関する事業の計画及び実施
- （2）国際交流に関する資料の収集及び情報の提供
- （3）教育、文化、学術、産業、及び経済等に関する国際交流
- （4）多文化共生に関する事業の計画及び実施
- （5）他の国際交流団体との連携
- （6）その他、本会の目的を達成するために必要な事業

### （会員）

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する個人会員（一般個人）、法人会員（会社・組合・各種団体等）をもって構成する。

2 会員は、第6条に規定する会費を納入しなければならない。

### （入会）

第5条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

### （会費）

第6条 会費は、次のとおりとする。

個人会員	年額	1口	2,000円（1口以上）
法人会員	年額	1口	5,000円（1口以上）

### （退会）

第7条 会員が退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

2 会員が死亡し、又は会員である団体、法人が解散若しくは消滅したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により除名することができる。

(1) 協会の名誉を傷つけ、又は協会の目的に反する行為をしたとき。

(2) 会費を引き続き3年以上納入しないとき。

2 前項第1号の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員にあらかじめその旨を文書で通知しなければならない。

(会費の不返還)

第9条 退会したもの又は除名されたものの既納の会費は返還しない。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名	副 会 長	若干名
会計理事	1名	理 事	40名以内
監 事	2名		

(役員を選任)

第11条 理事及び監事は、会員の中から会長が指名し、総会で承認を得るものとする。

2 会長、副会長及び会計理事は、理事の中から互選し、総会で承認を得るものとする。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員が任期中に欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第13条 会長は、協会を代表し、協会の業務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 会計理事は、会長の命を受け、協会の会計を総括する。

4 理事は、事業等の企画及び運営に当たる。

5 監事は、協会の事業及び会計を監査する。

(名誉会長等)

第14条 本会は、必要に応じ名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は会長が委嘱し、本会对し理事会において、事業に関する意見を述べることができる。

(会議)

第15条 本会の会議は、総会、理事会及び正副会長会とする。

(総会)

第16条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時にこれを招集することができる。

2 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) 規約の改正に関すること。
- (4) 役員を選任に関すること。
- (5) その他、会長が特に必要と認めた事項

(理事会)

第17条 理事会は、会長、副会長、会計理事、理事及び監事をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関すること。
- (3) 第3条に掲げる事業の推進に関すること。
- (4) 総会の議決を要するもので、総会を招集する暇がないと認める事項。この場合においては、次の総会に報告しその承認を受けること。

(会議の招集等)

第18条 会議は会長が招集し、会議の議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、会議の議長を当該会議の出席者の中から指名することができる。

3 総会は、会員数の3分の1以上、理事会は、役員数の3分の1以上の出席によって成立する。ただし、総会における委任状提出者は出席者とみなす。

(議決)

第19条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第20条 本会に事務局を置く。

2 事務局は、関市役所市民協働課内に置く。

3 事務局長は、市民協働課長をもって充て、本会の庶務及び会計を補佐する。

(附属機関等)

第21条 本会の業務を積極的に推進するために、事業推進委員会を置くことができる。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(協会の経費)

第23条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(委任)

第24条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が副会長に相談の上、専決する。

附 則

1 この規約は、平成6年5月8日から施行する。

2 この規約の施行後における最初の役員の任期は、第7条の規定にかかわらず施行の日から平成8年3月31日までとする。

3 この規約は、平成17年5月25日から施行する。

4 この規約は、平成24年5月28日から施行する。

5 この規約は、平成30年5月28日から施行する。

## 関市国際交流協会事業推進委員会規程

### 第1章 総 則

第1条 関市国際交流協会（以下「協会」という。）は、関市国際交流協会規約第16条の規程に基づき、次の事業推進委員会を設置する。

- (1) 多文化共生推進委員会
- (2) ボランティア交流委員会

### 第2章 事 業

第2条 各委員会は、事業を遂行するのに必要な事項を専門的に分担して、企画立案及び調査研究し、事業を推進する。

第3条 各委員会の所掌事項及びその運営に関する必要事項は、別に定める。

### 第3章 組 織

第4条 各委員会に委員長及び副委員長を置く。

第5条 各委員会の委員長及び副委員長は、理事の中から会長が指名する。

第6条 各委員会の委員は、会員の中から、委員長が選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

### 第4章 会 議

第8条 各委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

3 次年度の事業に関する事項、承認が必要な事項は議案として理事会に上程する。

### 附 則

この規程は、平成6年5月8日から施行する。

この規程は、平成28年5月23日から施行する。

この規程は、平成30年5月28日から施行する。

## 関市国際交流基金規約

### （目的）

第1条 この規約は、関市国際交流協会の目的を推進するため設置された関市国際交流基金（以下「基金」という。）の管理運営等について定める。

### （基金）

第2条 基金は、寄付金その他の収入を積み立てるものとする。

### （管理）

第3条 基金に属する預金は、金融機関への預金その他最もかつ有利な方法により運用保管しなければならない。

### （運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益金は、この基金に編入するものとする。

### （経理）

第5条 基金に関する一切の経理は、本基金に関する特別会計の歳入歳出予算に計上しておこなうものとする。

### （委任）

第6条 この規約に定めるもののほか、基金の管理及び運営については、関市国際交流協会理事会において決定する。

### 附 則

この規約は、平成8年11月1日から施行する。

この規約は、平成30年5月28日から施行する。